

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）に入社し、産業廃棄物の仕分け業務に従事していた。

請求人は、同月〇日産業廃棄物の仕分け作業中にバックしてきたパワーショベルのキャタピラに右足を轢かれて負傷し（以下「本件事故」という。）、B病院に救急搬送され「右足関節脱臼骨折、右踵骨骨折等」と診断され、骨折観血的手術を受け、同年〇月〇日まで入院加療した。その後、C病院で皮膚移植手術のため同年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院加療し、同月〇日から同年〇月〇日までB病院で関節内異物除去術のため入院加療し、平成〇年〇月〇日まで加療を継続した。

なお、請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、同給付を支給する旨の決定を行った。

請求人によれば、本件事故後2、3か月過ぎた頃から精神的な不安を感じ始め、不眠や足が痛んだり、足がつるとすぐに目が覚め事故時のことが頭から離れず、イライラしたり不安に感じる症状が生じたが、既往症（覚醒剤中毒後遺症）で処方されていた薬で対処し、平成〇年〇月〇日C病院に受診し、「心的外傷後ストレス障害等」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は本件事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会は、その意見書において、要旨、請求人は平成〇年〇月頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3. 1 外傷後ストレス障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医証等から、専門部会の意見は妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いが妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件事故により精神障害を発病し、思うように仕事ができない状

態であると主張するので、まず本件事故による傷病の治療経過をみると以下のとおりである。

請求人は、本件事故当日搬送されたB病院において、「右足関節脱臼骨折、右踵骨骨折等」と診断され、骨折の観血的手術を受けて34日間入院加療し、C病院において皮膚移植手術により23日間入院加療した。その後は、B病院において関節内異物除去術により18日間入院加療し、同病院において術後感染による骨髄炎・骨結核手術を日帰りを受け、リハビリを行えるまでに回復していることが認められる。

- (4) 請求人の精神障害の原因となった本件事故による傷病経過に関しては、上記(3)のとおりであり、その心理的負荷について、認定基準にあてはめて検討すると、別表第1の具体的な出来事の「(重度の)病気やケガをした」に該当し、その心理的負荷が「強」となる例の「長期間(おおむね2か月以上)の入院を要する、又は労災の障害年金に該当する若しくは現職への復職ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やケガをした」には該当せず、請求人の受けた心理的負荷は傷病名、病状、経過からしても「強」にまでは至らないと判断する。

いずれにしても、当審査会は、決定書理由第2の(2)アからエの説示は妥当と判断する。

なお、当審査会は、請求人のその他の主張についても詳細に検討したが、上記結論を左右するに足りる資料は見いだせなかったことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。